

理 由

吉野地域は、鹿児島市の北部、稲荷川の上流域に位置し、吉野台地などから構成されている。第五次鹿児島市総合計画の基本計画では、「土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進め、良好な生活環境の形成を図るとともに、日常の生活圏としての機能向上を図る」などの基本的方向が示されている。また、鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「計画的な基盤整備による秩序ある市街地の形成と自然あふれる環境の保全を地域整備の方向性とし、土地区画整理事業による面的基盤整備を進める」と位置付けている。

吉野第二地区は、施行中の吉野地区土地区画整理事業区域の南側に隣接する地区である。

当地区では、3・3・29号館之馬場通線が、市の中心部や薩摩吉田インターチェンジにアクセスする幹線街路として南北方向に、3・4・61号坂元寺山線が、通過交通の円滑化を図る幹線街路として東西方向に、それぞれ計画されている。両路線とも昭和40年に都市計画決定されているが、当地区内の区間は未整備となっている。

当地区の現状としては、館之馬場通線において、広域交通及び地域生活交通の多くが流入し、慢性的な渋滞が発生している。また、小規模宅地造成による無秩序な市街化が進み、生活基盤施設が未整備のまま農地などと混在するなど、生活環境の悪化が顕著になっている。

このような中、当地区が抱えるこれらの諸問題に対処するため、一体的なまちづくりとして土地区画整理事業が計画され、今般、具体化したところである。

なお、土地区画整理事業の計画に向けては、アンケートの実施や住民によるワークショップ等を開催し、住民との合意形成を図りながら進めてきた。

このようなことから、別案の吉野第二地区土地区画整理事業の決定に併せて、当該地区内の幹線街路を相互につなぐ区画街路を適切に配置するとともに、地区内の道路交通の円滑化と地域住民の利便性及び安全性の向上を図るために、7・5・25号新堀松十文字線、7・5・26号新堀木治屋線、7・5・27号帯迫中通線を追加するものである。

また、3・4・88号帯迫花棚線は、別案の坂元寺山線の位置変更及び本案の新堀松十文字線の追加に併せて、位置の変更を行うとともに、都市計画法の改正に伴い、新たに車線の数を定めるものである。